

第1条（目的）

一般社団法人室内環境学会（以下「本会」と称する）は、室内環境に係る諸問題に関して、その研究の発展を促進し、会員相互の交流を図り、健康で快適な室内環境の創造を目指すとともに、社会に貢献することを目的として、学会賞、学術賞、技術賞、研究奨励賞、論文賞、査読者賞、大会長奨励賞及び永年賞を設け、会員を表彰する。

第2条（学会賞）

学会賞は、室内環境の分野での学術上または社会的に優れた成果を数多く挙げ、本会および国際学会・国際誌を通じて発表を重ねてきた会員を表彰する。

第3条（学術賞）

学術賞は、室内環境の分野での学術上または社会的に優れた成果を挙げ、本会を通じて発表してきた会員を表彰する。

第4条（技術賞）

技術賞は、室内環境の分野での技術的もしくは社会的に優れた成果を挙げ、本会を通じて発表してきた会員を表彰する。

第5条（研究奨励賞）

研究奨励賞は、室内環境の分野での学術上または社会的に優れ、または将来の発展が期待できる成果を挙げ、本会を通じて発表した会員を表彰する。

第6条（論文賞）

論文賞は、室内環境の分野での独創的研究、新規性に富む研究の創出、技術・学術・社会的観点から有用な研究を奨励することを目的とし、当学会誌に優秀な原著論文を発表した研究者を表彰する。

第7条（査読者賞）

査読者として本学会機関誌の発展に多大な寄与をされた方に対して、その功労を称え、表彰する。

第8条（大会長奨励賞）

大会長奨励賞は、室内環境の分野での学術上または社会的に優れ、または将来の発展が期待できる成果を挙げ、本学会の学術大会において優秀な発表をした会員を表彰する。

第9条（永年賞）

本会への長期間の貢献を称え、今後の学会活動を奨励することを目的とし、本会法人会員を表彰する。

第10条（受賞者の選考）

各賞の受賞者の対象、選考方法等については別途定める。

附則（発効期日）本規程は2024年4月1日より施行する。

以上